

ぎふ婚活サポートプロジェクト実施要領

1 目的

少子化の要因の一つとなっている晩婚化・非婚化傾向の改善に向けて、結婚を考えながらも出会いの機会が少ない独身男女に対して、県内の企業・団体や市町村と協力・連携して出会いの場を提供する「ぎふ婚活サポートプロジェクト」を実施します。

2 登録企業・団体の募集

(1) 県は次の2種類の企業や団体を募集します。

①従業員結婚支援団体

企業・団体内の独身従業員に対して県の結婚支援に関する情報を提供し、独身従業員の結婚を支援していただく企業・団体です。

②出会いの場提供団体

独身男女に出会いの場を提供するイベント等（以下、イベント等といいます。）を自ら企画・運営する企業・団体です。なお、イベント等とは、交流を促すパーティー、日帰りバスツアーなど旅行関係、文化・スポーツ・料理・ボランティア活動などを介したイベント・体験教室、結婚に向けた意識啓発セミナーなどが考えられます。

3 応募資格

(1) 従業員結婚支援団体

①従業員結婚支援団体は、県、市町村のほか、県内に事業所があり、企業・団体内の独身従業員に対して県の結婚支援に関する情報を提供することができる企業・団体とします。

従業員結婚支援団体は、企業・団体の内部組織単位等、組織に所属していることが把握できる範囲であれば登録することができます。

（例）支社、支店、工場、従業員互助会、協議会、協会、事業団 など

②次のいずれにも該当しないこと。

・宗教活動や政治活動を目的とする企業・団体

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び次のアからキまでのいずれかに該当するもの
ア　暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
イ　役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他い

かなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）

ウ　役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等

エ　役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等

- オ 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
- カ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- キ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(2) 出会いの場提供団体

- ①出会いの場提供団体は、県、市町村のほか、県内に事業所があり、イベント等を自ら企画・運営することができる企業・団体とします。
- ②次のいずれにも該当しないこと。
 - ・宗教活動や政治活動を目的とする企業・団体
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び次のアからキまでのいずれかに該当するもの
 - ア 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
 - ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
 - エ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
 - ・役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
 - ・役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
 - ・役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

4 応募手続

(1) 従業員結婚支援団体

- ①「ぎふ婚活サポートプロジェクト」従業員結婚支援団体登録申込書（別紙様式1）を事務局（岐阜県子ども・女性部 子ども・女性政策課）へ提出してください。
なお、ぎふマリッジサポートセンターホームページの応募フォーム（電子申請）から申し込むこともできます。
- ②事務局で審査し、従業員結婚支援団体として適当であると認めたときは、登録通知をお送りします。
- ③登録内容が変更になった場合は、「ぎふ婚活サポートプロジェクト」従業員結婚支援団体登録変更届（別紙様式2）を提出してください。

- ④登録を辞退する場合には、「ぎふ婚活サポートプロジェクト」従業員結婚支援団体
辞退届（別紙様式3）を提出してください。
- ⑤次に該当する場合は登録を取り消します。
- ア 3 (1) ②に該当したとき
イ この要領に違反したとき
ウ その他登録を継続することが適当でないと事務局が判断したとき
- (2)出会いの場提供団体
- ①ぎふマリッジサポートセンターホームページの応募フォームから申し込んでください。県内に事業所があること及び事業活動内容が記載されているホームページのURLを入力するか、当該内容が確認できる資料（規約、パンフレット等）を事務局へ提出してください。必要に応じて、資料の追加を依頼するとともに、面談や現地調査を行います。
- ②事務局で審査し、出会い系の場提供団体として適当であると認めたときは、登録通知をお送りします。
- ③登録を辞退する場合や3 (2) ②に該当するに至る場合には、「ぎふ婚活サポートプロジェクト」出会い系の場提供団体辞退届（別紙様式4）を提出してください。
- ④次に該当する場合は登録を取り消します。
- ア 3 (2) ②に該当したとき
イ この要領に違反したとき
ウ その他登録を継続することが適当でないと事務局が判断したとき

5 出会いの場提供団体の遵守事項

- (1)個人情報の保護について
- ・イベント等への申込者や参加者の秘密及び個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従い、適切に取り扱ってください。
 - ・参加者の個人情報の問合せについては、事前・事後を問わず、応じないでください。
(参加者間の個人情報の交換については、個人の自己責任で行わせてください。)
- (2)適切かつ健全なイベント等の実施について
- ・イベント等の内容は、参加者が安心して参加できるものとし、過度な演出等社会通念に照らして適当ではないと認められる内容を含まないようにしてください。
(適当でない内容の例)
 - ・法令に反しているもの又は反する恐れがあるもの
 - ・公序良俗に反しているもの又は反する恐れがあるもの
 - ・政治性のあるもの又は選挙に関するもの
 - ・宗教性のあるものまたは迷信もしくは非科学的な行為に関するもの
 - ・人権侵害、差別又は名誉棄損となるもの
 - ・投機心、射幸心をあおるもの又は恐れがあるもの
 - ・見合い及び結婚の斡旋等の営業に関するもの
 - ・結婚支援を目的としないもの
 - ・内容が虚偽・誇大であるもの
 - ・参加費が個人的に消費する経費（飲食代等の実費）に比較して多額であるもの
 - ・特定の商品の販売・販売の斡旋、当事業以外の業務への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないでください。
 - ・イベント等を安全に実施できるための施設、設備等の環境の確保と会場設営上の必要な配慮がなされているほか、イベント等の企画実施にあたって必要な周辺環境等への配慮がなされ、事故防止に万全を期してください。
- (3)トラブル防止対応

- ・ぎふマリッジサポートセンターホームページ上に情報を掲載したイベント等を出会い系の場提供団体のホームページや他の広報媒体でも情報発信する場合は、同一の内容としてください。
- ・不整合や(2)の適当ではないと認められる内容の例が含まれていると事務局が認めた場合は、掲載を取り消す場合があります。
- ・イベント等に関する参加者からの苦情や参加者間のトラブル等には、出会い系の場提供団体が責任をもって速やかに対応してください。
- ・苦情やトラブルの内容、それらへの対処状況によっては、適切かつ健全なイベント等の運営確保の観点から事務局がイベント等の視察や立入調査を行うことがあります。

6 イベント等の実施

(1) イベント等の新規登録

- ・出会い系の場提供団体は、イベント等を企画し、ぎふマリッジサポートセンターホームページにおいてイベント等の新規登録を行います。

(2) イベント等内容の確認

- ・事務局は提出されたイベント等内容が当プロジェクトのイベント等として適正な内容であるかを確認します。

(3) イベント等情報の公開

- ・イベント等内容の確認の結果、適正であると認められる場合、事務局はぎふマリッジサポートセンターホームページ上にイベント等情報を公開します。

(4) イベント等参加申込受付・イベント等の実施

- ・出会い系の場提供団体は、イベント等の参加申込受付を行うとともに、当プロジェクトの趣旨に則り、適正にイベント等を運営します。また、必要に応じてイベント等実施日に参加者へのアンケートを行います。

(5) イベント等実施後

- ・出会い系の場提供団体は、イベント等実施後、速やかに所定の方法により実施結果を事務局に報告してください。

7 イベント等への参加要件等

- (1) イベント等の参加対象者は、原則として、イベント等主催者が認める結婚を希望する県内在住又は在勤の独身男女とします。ただし、県外在住の独身男女であっても、本県への移住の意思又は関心を有する場合等は、参加対象とすることができるものとします。
- (2) イベント等への参加を希望する方は、原則として、ぎふマリッジサポートセンターホームページにおいて会員登録を行い、参加申込を行います。
- (3) イベント等への参加料は個人負担となります。
- (4) イベント等主催者は、社員証・運転免許証等により、参加者の本人確認を行います。また、イベント等参加についての誓約書（別紙様式5）等により独身等の確認を行います。
- (5) 次のような行為等をされる方（された方）は、イベント等主催者の判断により、イベント等への参加をお断りすることができるものとします。
 - ①著しく不快あるいは虚偽の言動をされるなど不誠実な方
 - ②ストーカー行為や結婚詐欺行為など反社会的な行動をされる方
 - ③特定商品の販売・斡旋や当プロジェクト以外の営業目的や勧誘目的等で参加される方
 - ④その他イベント等主催者が不適切と認めた行為等をされる方

8 出会いの場提供団体の成婚報告

- (1) 出会いの場提供団体は、成婚実績を10月15日及び翌年度の4月15日までに、出会いの場提供団体成婚報告書（別紙様式6）により事務局へ提出してください。

9 注意事項

(1) 費用負担

- ・従業員結婚支援団体、出会い系の場提供団体の登録料や手数料などは必要ありません。
ただし、登録申込みにあたり必要となる費用は、申込者の負担とします。

(2) 登録企業・団体情報の取扱い

- ・事務局は、従業員結婚支援団体及び出会い系の場提供団体から提出された申込書類や報告書等に含まれる情報を、当プロジェクトの運営に必要な範囲（例：イベント等掲載、成婚実績集計、事業評価のためのアンケート等）で利用し、適切に管理します。提出された情報は、法令に基づく場合を除き、同意なく第三者に提供しません。

10 県は、事務局の業務の一部を委託することができます。

附 則

この要領は、平成23年7月14日から施行します。

附 則

この要領は、平成24年5月18日から施行します。

附 則

この要領は、平成24年6月14日から施行します。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行します。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行します。

附 則

この要領は、平成24年9月17日から施行します。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行します。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行します。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行します。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行します。

附 則
この要領は、令和2年4月1日から施行します。

附 則
この要領は、令和2年6月1日から施行します。

附 則
この要領は、令和3年4月1日から施行します。

附 則
この要領は、令和4年3月16日から施行します。

附 則
この要領は、令和5年9月29日から施行します。

附 則
この要領は、令和7年4月1日から施行します。

附 則
この要領は、令和7年12月2日から施行します。

別紙様式1

「ぎふ婚活サポートプロジェクト」従業員結婚支援団体 登録申込書

年 月 日

ぎふ婚活サポートプロジェクト事務局 御中
(岐阜県子ども・女性部 子ども・女性政策課)

申請者 住所 〒

企業・団体等名称
代表者氏名

ぎふ婚活サポートプロジェクトの趣旨に賛同し、下記のとおり従業員結婚支援団体として申し込みます。

企業・団体等の業種			
従業員数	人 うち独身者（概数で結構です。） 男性 人程度 女性 人程度		
TEL		FAX	
URL		E-mail	
資格適合誓約	<input type="checkbox"/>	ぎふ婚活サポートプロジェクト実施要領3（1）②のいずれにも該当しない場合は□にチェックしてください。	
担当者	住所：〒 所属・職・氏名： TEL： FAX： E-mail：		

○企業・団体等の業種については、貴企業・団体の主たる事業を記入してください。
必要に応じ、事業内容がわかるパンフレット等を添付してください。

○記載欄が不足する場合は、別紙により提出いただいても構いません。

※この様式の提出に代え、ぎふマリッジサポートセンターホームページからでも申請できます。

別紙様式2

「ぎふ婚活サポートプロジェクト」従業員結婚支援団体 登録変更届

年 月 日

ぎふ婚活サポートプロジェクト事務局 御中
(岐阜県子ども・女性部 子ども・女性政策課)

申請者 住所 〒

企業・団体等名称
代表者氏名

以下のとおり変更しましたので、届け出ます。

項目	変更前	変更後
住所		
企業・団体名称		
代表者氏名		
T E L		
F A X		
U R L		
E-mail		
担当者	住所：〒 所属・職・氏名： T E L： F A X： E-mail：	住所：〒 所属・職・氏名： T E L： F A X： E-mail：

○変更があった箇所のみ記入してください。

※この様式の提出に代え、ぎふマリッジサポートセンターホームページからでも申請できます。

別紙様式3

「ぎふ婚活サポートプロジェクト」従業員結婚支援団体 辞退届

年 月 日

ぎふ婚活サポートプロジェクト事務局 御中
(岐阜県子ども・女性部 子ども・女性政策課)

申請者 住所 〒

企業・団体等名称
代表者氏名

従業員結婚支援団体としての登録を辞退します。

辞退年月日	年 月 日
辞退の理由	
担当者	住所：〒 所属・職・氏名： TEL： FAX： E-mail：

※この様式の提出に代え、ぎふマリッジサポートセンターホームページからでも申請できます。

別紙様式4

「ぎふ婚活サポートプロジェクト」出会いの場提供団体 辞退届

年 月 日

ぎふ婚活サポートプロジェクト事務局 御中
(岐阜県子ども・女性部 子ども・女性政策課)

申請者 住所 〒

企業・団体等名称
代表者氏名

出会いの場提供団体としての登録を辞退します。

辞退年月日	年 月 日
辞退の理由	
担当者	住所：〒 所属・職・氏名： TEL： FAX： E-mail：

別紙様式5

イベント等への参加についての誓約書

1. 著しく不快な行動、虚偽の行動は行いません。
2. ナンパ目的、結婚詐欺目的での参加ではありません。
3. 営業目的、勧誘目的ではありません。
4. イベント等終了後、ストーカー行為は行いません。
5. 現在、結婚していません。

上記の項目について、宣誓、同意いたします。

年　　月　　日

住 所 _____

氏 名 _____

別紙様式 6

出会いの場提供団体成婚報告書

年　月　日

ぎふ婚活サポートプロジェクト事務局 御中
(岐阜県子ども・女性部 子ども・女性政策課)

住 所 〒

団体名

担当者名

連絡先

E-mail

ぎふ婚活サポートプロジェクト実施要領8の規定により、下記のとおり報告します。

記

年　月　日から	組
年　月　日まで	
の間に把握した成婚数	

○これは、出会い系の場提供団体が自ら主催したイベント等をきっかけとして
出会ったカップルが成婚に至った組数を記入していただくものです。

○イベント等の開催期日に関わらず、「対象期間中に成婚を把握した組数」を
記入してください。

※該当がない場合は、「0組」として報告書の提出をお願いします。

※必要事項をメール本文に記載してご報告いただいても結構です。